

公益社団法人 小田原青色申告会

会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人小田原青色申告会（以下「本会」という。）の定款第8条の規定に基づき、本会会員の入会金及び会費の額並びにその他の取扱いに関し、必要な細則を定めるものとする。

(入会金及び会費の額)

第2条 本会の会員は、定款第5条に定める種別により、次に定める入会金及び会費の額を支払う義務を負う。

区 分		入会金の額	会費の額
正会員		1,000 円	年額 10,000 円
準会員	第1種	1,000 円	年額 5,000 円
	第2種	1,000 円	年額 2,000 円
	法人・団体会員	1,000 円	年額 10,000 円

- 2 前項に定める正会員の区分は、事業所得・不動産所得を有する個人、若しくは、正会員となることを希望する個人で、本会の目的及び事業に賛同し入会した者とする。
- 3 第1項に定める準会員の区分は、次による。
 - (1) 第1種 本会の正会員と不動産所得の起因となる資産を共有する生計を一にする親族で、本会の目的及び事業に賛同し入会した者
 - (2) 第2種 事業所得及び不動産所得を有する以外の個人で、本会の目的及び事業に賛同し入会した者
 - (3) 法人・団体会員 法人及び団体で、本会の目的及び事業に賛同し入会した者

(入会金の納付)

第3条 本会の会員になろうとする者は、定款第6条に定める申込手続により入会を申し込み、前条第1項に定める入会金を添え会長宛に提出しなければならない。

- 2 次に掲げる者は入会金を免除する。
 - (1) 会員の相続による事業継承者
 - (2) 他の青色申告会の会員で移入した者
 - (3) 本会の準会員で、正会員に移行した者
- 3 前条第1項の定めに関わらず、会長が特別の事情にあると認めた時は、理事会の決議を経て入会金の額を免除することができる。

(会費の納付)

第4条 会員は、第2条第1項に定める会費の額を、原則として預金口座振替により納付することとし、期日は次の通りとする。

(1) 正会員 会費年額の2分の1を上期(4月から9月)と下期(10月から翌年3月)に分割して納付することとし、上期会費の口座振替日は7月14日とし、下期会費の口座振替日は12月14日とする。なお、当該日が金融機関等の休業日にあたる場合は、それぞれの翌日とする。

(2) 準会員 会費年額の口座振替日は7月14日とし、この引落日以降の入会者の初年度会費納入は12月14日とする。なお、当該日が金融機関等の休業日にあたる場合は、それぞれの翌日とする。

2 やむを得ない事由により、預金口座振替により納付ができない者は、他の方法で納付することができるものとする。

(納付の猶予等)

第5条 会長は、会員が天災及びその他の事由により、納付日に会費を納付することが困難と認められるときは、理事会の承認を得て、第2条に定める会費の額の納付を猶予、減免または免除することができる。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則(平成24年5月25日社員総会議決)

この規程は、本会が公益認定を受け、移行登記をした日から施行する。